

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二八年一月二六日法律第三号)(衆)

一、提案理由(平成二八年一月一四日・衆議院本会議)

○河村建夫君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の平成二十七年度及び平成二十八年度以降の給料月額を改定し、平成二十七年十二月期及び平成二十八年六月期以降の勤勉手当の支給割合を改めようとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長委員長報告(平成二八年一月二〇日)

○松山政司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、政府職員の給与改定に伴い、議員秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものでございます。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告を申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。